)安全性を考える

「ポジティブリスト」へ 「ネガティブリスト」から

「ネガティブリスト」とは、

でした。

にしか設定されていません

約210

種の農薬

ト化するもの。 を認めるものについてリス ブリスト」とは、原則規制 きている制度です。 して、これまで運用されて 物の残留農薬等の規制に関 リスト化するもの。 で、規制するものについて 原則として規制がない状態 (禁止)された状態で、使用 これに対して「ポジティ つまり、 農畜産 妓

> もいう)。 見を聴いて定める量」とさ 薬事・食品衛生審議会の意 売等を原則禁止する制度と ていない農薬等が、 れています(「一定基準」と い量として厚生労働大臣が を超えて残留する食品の いうことになります 人の健康を損なう恐れのな この場合「一定量」とは、 定量 販

消費者の願いから食の安全を願う、

ては、 れた農薬(動物用医薬品 これまで農畜産物につい 建前として、定めら

留農薬等の ポジティブリス

制とは、

基準が設定され

蓮尾隆子(編集委員) わらず、 に使用されているにもかか 余種の農薬が農産物の栽培 きないと規定されていまし 基準以下の食品しか流通で 飼料添加物を含む)の残留 (値) は、

ところが、

実際は700

ブ

事実上野放し状態になって 留していても、流通、販売 薬については、どんなに残 しまっていたのです。 あるものだけが規制され ŀ の禁止や回収命令ができず、 基準が設けられていない農 つまり、 制の下では、残留基準の ネガティブリス

ました。

初

な

1)

スト 産物が急増し、そのためポ 化にともなって、輸入農畜 この間、食のグローバル I ベスト農薬など、

ジティ

ブ

リスト制度を導入

不安は高まる一方でした 食の安全に対する消費者

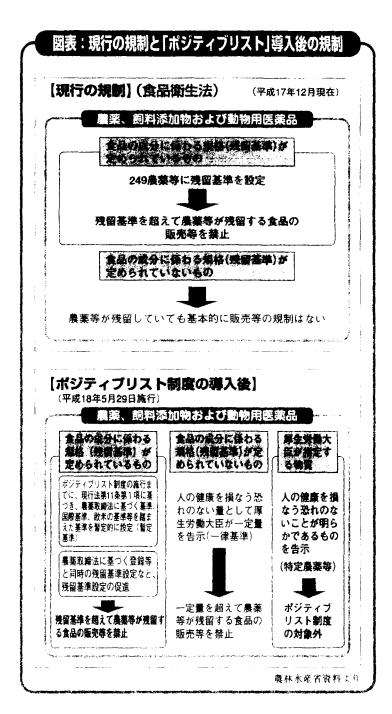
栄養研究会も賛同団体に 動などに取り組んできまし 要求する1000万署名運 リスト 組合連合会などは、 Ø) っています。署名は史上 た。この署名運動には家庭 「食品衛生法」の抜本改正を 全国消団連、 $\begin{array}{c} 1\\ 3\\ 0\\ 0 \end{array}$ 消費者団体の活動の中 農薬等へのポジティ 制度の導入を求め、 万筆にものぼ 日本生活協 早くか

残留農薬の基準

され、 等に06年5月29日までにポ とになりました。 に食品衛生法の一部が改 行政を大きく転換させるこ 脳症)は、 発生したBSE(牛海綿状 2001年9月、 食品に残留する農薬 \mathbf{H} 本の食品安全 03年5月 国内で ıF.

Ċ

iii



値 はどう決めるの か

し、

制

0

強

化

を

図

る

ع

が

決

れ

たの

で

残 内 で UV 6 () で ま 品 流 Ψ. す H 通 使 分 が L 用 そ が IJ て L 外 \mathcal{O} ス U. て K う 1 る t, 13 農 で る 使 半 挙 薬 b 等 用 数 が D が ~) 7 7 £

パ

IJ

ッ

書を提出して

います

家

庭 ク

栄 コ 表 6

養 X

研 ン

究 ٢

会 が

₺ 募

意 集 3

次 1

案 次

が

公

さ

n

ま

L

た

連 Ø) め 規

機 間 ĥ

関で審

議

が

行 わ

わ た

n

今

口

(I)

対

象

農

薬

は

世

界

3年近くに

ŋ

案

か

2

次

案を

経

準 が つ 7 採 い 4 用 7 6 놀 は 딞 n H て 現 4 Ųì 在 2 ま の 5 す 安 0 全 品 目

€ か 定 0) で 安 (全基 暫 基 は 定 准 そ 基 准 O) n 决 準 O) を な が Ø 採 決 뒭 用 め ŧ は L 5 (J) ま 以 れ V) す

į, るも 0) です

1

1

9

ク

基

準 成

W

T

0 \supset

W デ

Η

0

7 ス

作

L

7

1.

る

K ٢

際基

とおりです F る な

Ħ

本

0

登

録

保

留

基

准

農

用

ず 保 製 律 律 造 基 基 安 存 ħ 準 全 進. ŧ ま 値 値 な 基 輸 たは を 準 は 11 (1 人 農 採 を 0 楽等に 販 超 用 暂 加 売 定 え () L Ę ま る 基 1 は、 準 食 す P 調 0 ᇤ は p 理 m (1

3)米 残 楽 1 カ 留 ナ O) ラ K 試 登 Ŋ 験で K 銾 才 時 E (T) 1 決定 够 [15 ス 留 毒 1 基 性. ラ 准. 武 IJ を 1 験 7 ジ ç

な いとしています お 真 (T) ボ ジ テ 1 制

取 課 度

ŋ

ŀ.

げ

けます

題 を

間 指

題

点

などを次号で

目

て、

今

後

0

対

応

の安全性を考え

後の対応 ブリスト制度と

のポジティブリスト制度をめざして

度と導入までの経過を説明し ました(1月分26~27ページ 前号でポジティブリスト制

後 - 1 留した食品の輸入を防ぐため ていない外国の未知のプレハ いるポストハーベスト(収穫 の安全性に対する不安からで リスト制度を要求してきたの ベスト (生産中) 農薬が残 消費者団体等がポジティブ 農薬、 増大する一方の輸入食品 輸入農産物に使用されて 日本では使用され

品に含まれる残留農薬、 ポジティブリスト制とは食 動物

> ります 農畜水産物および加工食品を -} 面 用 含むすべての食品が対象にな 医薬品、 的に規制するというもので 輸 À, 国産の区別なく

にすることが重要です 度本来の役割を果たせるよう 行わせ、 は原材料割合や原産国 そのためには、 ホジティブリスト 加工食品に 表示を 訓

減らす」という視点弱い「残留農薬摂取量を

したが、 基準値の決め方を紹介しま 前分で、 問題点がいくつかあ ポジティブリスト

O)

飼料添加物等を全 蓮尾隆 **了**一編集委員)

ます も緩く、 すが、米と比べると100 クス基準では10世としていま かな暫定基準となっています から見るヒー000倍も緩や ピリポスメチルは、コーディ れていることなどがあげられ 留基準より高い数値が採用さ 先きせたため、 やかな基準が決められている 合理的に見えます ●小麦に使われているクロル のは問題です コーデックス基準は輸出 ・企業などに都合のよい緩 暫定基準については、 以下は主な問題点です 律基準値()・ 国内の登録保 国際基準を優 しかし、 見 01 倍 先 pom.

() 検出されており、 囲でクロ 体からり、 査では168検体中152検 2001年の農林水産省調 の無だとほとんどが輸入 ルピリホスメチルが 01 5 0 48 沖中 の 律基準値 範

> にもっと厳しくすべきです 基準値は日本人の安全を尺 禁止になるからです 食べる量も多く、 輸入小 廋

ります

ネ が 10 削 定により、 は、 についても明確に規制す いましたが、 するものは原則禁止となって ●食肉では、 ているからでしょう 草剤が残留しているのを認め 換えで種子中にたくさんの除 び抜けて基準値が緩やかなの っているのは問題です やかです ●グリホサートも基準値が 抗生物質、 除草剤耐性の遺伝子組 prii 容認する結果にな 綿実が10回じ、 大豆が20㎡、 暫定基準値の設 抗生 ホルモン剤 物質を含 抗 ナタ L ſi 貑

していることも、 い農薬等にも残留基準を設定 $\overset{\Lambda}{\overset{\Omega}{\cup}}$ 内で の評価がされてい ļ 日許 問題点の 容摂 取

▼導入の前に行われた意見交換会(3月6日

多く、 止とすべきでしょう。 されたものについては流通禁 値を超える残留農薬等が検出 は混合し、 れています 開発加工食品が続々と輸入さ 規制としては一律基準 調味されたものが 大部分の加工品 構成原

早急に原材料割合、 材料から判断するとす 示の整備が必要です 原産地表 żι は、

ましょう 農薬等をしっかりチェックす ト制 検査体制の強化を強く要求し る必要があります から、外国で使用されている 望んでいたポジティブリス 度が施行されたわけです 水際での

加工品も規制の対象ですが、

厳重チェックを検査体制の強化で

進めていくということです。

食品安全委員会で順次評価を

つです。

問い合わせたところ、

生産管理の強化で信頼を国内農畜産物は

農薬の使用が多い」とは農林 菜にかかっても、 規制対象の拡大で、水田でイ ポジティブリスト制度による 水産省消費・安全局の話です すい日本は、世界的にみても えて残留していれば出荷でき 木 (ドリフト)して、隣の畑の野 用に散布した農薬が飛散 高温多湿で害虫が発生しや 基準値を超

> 0・11卿とは、水深十四、 H 濃度です まみ(38)を溶かしたほどの Ø) 「荷できません。ちなみに、 残留がり・ 薬剤によっては、 長さ25mのプールに塩一つ 01㎜を超えると 農産物へ 幅12

あります 用 の農家にとっても、薬剤の使 対抗措置にもなりますが、 ば問題になる輸入農産物への の注意が求められるときでも U 管理、 耕地の日本で生産する国 新制度は残留農薬がしばし 飛散防止などに細心 狭 丙

から スト制度の基準値の比較 現行制度とポジティブリ

上半期 残留農薬基準の超過事例をと りまとめ報告しています 安全課では、 厚生労働省食品安全部監視 輸入食品の2005年度 輸入時検査を行い、 新制度導入を前

なくなります

基準に基づく違反件数21件が、 ポジティブリスト制度が導入 品です。それを見ると、現行 茶およびそれらの簡易な加 類、 なっています されると135件と約6倍に 検査を実施した食品は、 豆類、種実類、野菜果実、 榖

では、 件となっています。 ト7件、 ブエンドウ5件、 台湾22件、タイ16件、 リン18件、 国ごとに見ると、中国40件、 農薬ごとでは、シベルメ マンゴー22件、スナッ フルミオキサジン5 フルシトリネー ネギる件な 食品ごと 米国7

生産現場と連携をとることが 機に、これまで以上に生産国 用方法がわが国と異なること つに、栽培時の使用農薬や使 が考えられます こうした違反の原因のひと 制度改正を

件などとなっています 重要であるとしています

食べもの通信 2006-5

平素より食の安全に関する行政にご協力をいただき誠にありがとうございます。

今後のリスクコミュニケーションをより実りある形で実施していくため、本日のリスク コミュニケーション等に関するアンケート調査にご協力をお願いします。

アンケートは、以下の設問の該当する番号に〇を付けていただき、リスクコミュニケー ション終了後、受付に置いている回収ボックスにご提出願います。

Q1 ご自身について、ご回答ください。

- ① 性別
- 1) 男性
- 2) 女性

② 年齢

- 1) ~ 19歳
- 2) 20 歳代 3) 30 歳代 4) 40 歳代 5) 50 歳代 6) 60 歳代

)

)

7) 70 歳~

③ ご所属

- 1) 消費者(団体含む) 2) 食品等事業者(団体含む) 3) 生産者(団体含む)

- 4) 地方公務員·独法職員
- 5)試験検査施設(民間(団体含む))

SQ1 Q1の③で2食品等事業者と回答された方)業種は次のどれに該当しますか。

- 1) 製造・加工業
- 2) 流通・販売業
- 3) 業界団体
- その他

④ 本日参加された目的(当てはまるものを全て)

- 残留農薬等のポジティブリスト制度についての知識を深めるため
- 残留農薬等のポジティブリスト制度についての意見を表明するため 2)
- 残留農薬等のポジティブリスト制度についての関係者の取組や考え方を知るため 3)
- その他(自由記述

Q2 これまでに残留農薬等のポジティブリスト制度をテーマとした意見交換会等に参加 されたことはありますか。(当てはまるものを全て)

- 厚生労働省・農林水産省が開催した意見交換会等
- 2) 地方自治体が開催した意見交換会等
- 3) 団体等が開催した意見交換会等
- 4) その他(自由記述
- 5) ない

Q2 で 1) \sim 4) までのいずれかにOを付けられた方にお伺いします。 延べ何回参加されましたか。

- 1)
- 1回 2) 2~3回 3) 4回以上

Q3 残留農薬等のポジティブリスト制度がどのようなものか、本日の意見交換会の 開催前に知っていましたか。

- 知っていた 1)
- 2) 概ね知っていた 3) ほとんど知らなかった 4) 知らなかった

Q4 本日の意見交換会の議論の内容について、理解できましたか。

- 1) できた 2) おおむねできた 3) あまりできなかった 4) できなかった

| SQ1 Q4で「3 あまりできなかった」、「4 できなかった」と回答した方にお伺いします。どういった点が理解を難しくしましたか。(当てはまるものを全て) 1) 専門用語が多かったこと 2) 発言者の要点が掴みにくかったこと 3) 論点が拡散し、何を議論しようとしているのかわからなかったこと 4) 意見交換の流れがわからなかったこと 5) その他(自由記述) |
|---|
| Q5 本日の意見交換会の内容は、満足できるものでしたか。 |
| 1) できる 2) おおむねできる 3) あまりできない 4) できない |
| SQ1 Q5で「3 あまりできない」、「4 できない」と回答した方にお伺いします。 満足できない理由は何ですか。(当てはまるものを全て) 1) 議論して欲しい内容が取りあげられなかった 2) 内容が難しく、理解が難しい 3) 十分に意見交換ができていない 4) 論点がぼやけるなど、意見交換の進め方に問題がある 5) その他(自由記述 |
| Q6 以下のそれぞれの設問について、【意見交換会に参加する前】、【意見交換会に参加して】当てはまるもの1つを選んでください。 |
| ① 残留農薬等のポジティブリスト制度への印象について 【意見交換会に参加する前】 1) よい印象 2) どちらともいえない 3) 悪い印象 【意見交換会に参加して】 1) よい印象 2) どちらともいえない 3) 悪い印象 |
| ② 生産者、食品等事業者の残留農薬等への取組について 【意見交換会に参加する前】 1)信頼できる 2)どちらともいえない 3)信頼できない 【意見交換会に参加して】 1)信頼できる 2)どちらともいえない 3)信頼できない |
| SQ1 Q6 の①②について、「3)悪い印象」、「3)信頼できない」と回答された方にお尋ねします。なぜそのようにお感じになりましたか。 (自由記載) |
| ③ 残留農薬等のポジティブリスト制度への理解について【意見交換会に参加して】1) 理解が深まった2) 変化なかった3) よくわからなくなった |
| SQ2 Q6の③について、「3)よくわからなくなった」と回答された方にお尋ねします。 なぜそのようにお感じになりましたか。 (自由記載) |
| |

Q7 本日のリスクコミュニケーションの進め方についてお尋ねします。

| | リスクコミュニケーションの構成、テーマの選定、募集方法などリスクコミュニケーション のあり方全体について、良かったと思う点、改善すべきと思う点について記載ください。 |
|----|---|
| 1) | 良かったと思う点 |
| | |
| | |
| 2) | 改善すべきと思う点 |

今回のリスクコミュニケーションでは、一部を各関係者からの講演、第二部をパネルディ

Q8 今後のリスクコミュニケーションとして、行って欲しい課題は何ですか? (当て はまるものを3つ以内)

- 1) 食品中に混入する汚染物質(メチル水銀、ダイオキシン等)の問題
- 2) 食中毒に関する問題
- 3) 検疫所や保健所の監視指導に関する問題
- 4) 健康食品に関する問題(表示を含む)

スカッションと意見交換としています。

- 5) 遺伝子組換え食品に関する問題 (表示を含む)
- 6) 食品添加物に関する問題(表示を含む)
- 7) 残留農薬、残留動物用医薬品に関する問題 (表示を含む)
- 8) 家畜の病気(BSE、鳥インフルエンザ等)の問題
- 9) 輸入食品に関する問題 (表示を含む)
- 10) 上記以外の食品の表示に関する問題
- 11) トレーサビリティ
- 12) その他(自由記述

ご協力ありがとうございました。

)